

# 市議会 BCP(災害時業務継続計画)を策定しました

長浜市域に大規模災害等の緊急の事態が発生した際に、継続的な議会活動を通じて市民の安全を確保することや議会機能の早期回復を図ることを目的に、大規模災害時における長浜市議会が対応すべき業務について必要な事項を定めた計画を、平成29年3月に策定しました。

※他市議会の策定状況 … 県内市議会では、大津市議会に次いで2番目です。



## ◆想定する災害等

地震、風水害（台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害等）、原子力災害、その他災害（雪害、大規模事故等）、武力攻撃事態、緊急対処事態、新型インフルエンザ（長浜市が策定している地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等行動計画で想定されている災害、危機事象等）

### □災害等発生時の議会と市の関係

議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たります。特に災害等発生の初期段階では、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、緊張状態にあることが予想されます。このため、議会では『長浜市議会災害対策会議』を設置し、議員の情報収集及び要請行動についてはその状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮します。

### ■指揮・命令系統

議長は、『長浜市議会災害対策会議』の災害対応に関する事務の統括にあたります。災害等において、議長が不在のときは、副議長が議長の職務を代理します。議長及び副議長が不在のときは、議会運営委員会委員長、総務教育常任委員会委員長の順に議長の職務を代理します。

## 長浜市議会災害対策会議の設置・開催の流れ

### 【地震災害】

震度5強以上  
の地震発生

対策会議の設置（自動）・開催

必要に応じて、部会の設置

対策会議・部会の開催

※震度5弱以下の場合は、地震災害以外と同様に市災害対策本部の設置確認後に議長が対策会議の設置を判断します。

### 【地震災害以外】

災害等発生等  
(地震を除く)

市が災害対策本部、国民保護対策本部、新型インフルエンザ等対策本部のいずれかを設置

議長が対策会議の設置を判断

対策会議の設置・開催

必要に応じて、部会の設置

対策会議・部会の開催

### 情報収集伝達

議員から市本部への情報提供、また、市本部から議員への情報提供等は、対策会議で情報を一元化します。

### 議員

災害情報  
連絡・連携

長浜市議会  
災害対策会議  
議会事務局

災害情報  
連絡・連携

長浜市  
災害対策本部等